

1. 総則

1. 1 目的

この給水装置工事施行指針（以下「施行指針」という。）は、給水装置工事の設計と施行及び管理を適正かつ合理的に行うため、水道法、同法施行令、同法施行規則、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令、青森市水道事業条例、同施行規程等の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

この施行指針において「法」、「政令」、「省令」等とは、次のものをいう。

- (1) 「法」 …… 「水道法」をいう。
- (2) 「政令」 …… 「水道法施行令」をいう。
- (3) 「省令」 …… 「水道法施行規則」をいう。
- (4) 「基準省令」 …… 「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」をいう。
- (5) 「条例」 …… 「青森市水道事業条例」をいう。
- (6) 「施行規程」 …… 「青森市水道事業条例施行規程」をいう。
- (7) 「業者規程」 …… 「青森市企業局水道部指定給水装置工事事業者に関する規程」をいう。
- (8) 「水道部」 …… 「青森市企業局水道部」をいう。
- (9) 「メーター」 …… 「管理者が貸与するメーター」をいう。

1. 2 給水装置の定義（法第3条第9項、第11項）

- 1 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。（法第3条第9項）
- 2 この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。（法第3条第11項）

- (1) 「配水管」とは、配水池又はポンプを起点として配水するために布設した管をいう。
- (2) 「給水管」とは、配水管から個別の需要者に水を供給するために分岐して設けられた管をいう。（他の給水管から分岐して設けられたものを含む。）
- (3) 「直結する給水用具」とは、給水管に容易に取り外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ホース等容易に取り外しの可能な状態で接続される用具は含まない。
- (4) 「給水本管」とは、開発行為（市街化区域内かつ1000㎡を超える場合）等で布設される口径40mm以上の水道部への帰属を前提とした配水管の機能を持つ給水管をいう。
- (5) 「私有管」とは、水道部以外の個人又は団体が費用を負担し、宅地分譲等で布設される給水管のうち、配水管の機能を持つ原則として口径40mm以上の給水管をいう。
- (6) 「専用給水管」とは、給水装置新設等申込時点で、原則として単一の建物に水道水を供給することを目的とした給水管をいう。
- (7) 貯水槽を設置する場合は、配水管から貯水槽への注水口までを給水装置とする。

1. 3 給水装置の種類（条例第3条）

- 1 給水装置の種類は、次のとおりとする。
- (1) 専用給水装置は、1世帯又は1箇所専用するものをいう。
 - (2) 共用給水装置は、2世帯又は2箇所以上で共用するものをいう。
 - (3) 私設消火栓は、消防用に使用するものをいう。

1. 4 給水装置工事の種類

- 給水装置工事は次の種類とする。
- 1 「新設工事」とは、新たに給水装置を設ける工事をいう。
 - 2 「改造工事」とは、既設給水装置の原形を変える工事をいう。
 - (1) 給水管及び給水用具の口径を変更する工事
 - (2) 給水管及び給水用具を建築物の改築や建替えて一新する工事
 - (3) 給水管種の変更及び給水用具の増設、又は一部を撤去する工事
 - (4) 給水管及び給水用具の位置を変更する工事
 - 3 「修繕工事」とは、給水装置の原形を変えないで給水管、給水用具の部分的な破損箇所を修復する工事をいう。ただし、軽微な変更は除く。（法第16条の2第3項）
※「軽微な変更」とは、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。（省令第13条）
 - 4 「撤去工事」とは、給水装置を配水管又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事をいう。

1. 5 工事の申込み

- 1 給水装置の新設・改造・修繕・撤去（以下「給水装置の新設等」という。）をしようとする者は、給水装置新設等申込書に関係書類を添えて青森市公営企業管理者企業局長（以下「管理者」という。）に申し込み、その承認を受けなければならない。（条例第4条）
- 2 給水装置の新設等の工事（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、申込み時に、別に定める水道加入金、設計審査手数料、工事完成検査手数料を納めなければならない。（条例第31条、第32条、第34条第1項第1号、第2号）

1. 6 工事費の負担（条例第5条）

給水装置の新設等に要する費用は、当該給水装置の新設等をする者の負担とする。

1. 7 工事の施行（条例第6条 第1項、第2項）

- 1 給水装置工事を行う者は、管理者の指定を受けた指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）でなければならない。
- 2 給水装置工事をしようとする者は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事検査を受けなければならない。

審査及び検査は、給水装置の構造及び材質の基準が政令第6条に定められている基準に適合することの確認を含むものとする。

1. 8 指定工事業者制度

指定工事業者制度は、水道の需要者の給水装置の構造及び材質が、政令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者を指定する制度である。

指定工事業者が行う給水装置工事の技術力を確保するための核となる給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）について、国家試験により全国一律の資格を付与することとし、指定工事業者について、水道事業者による指定基準を法で全国一律に定めている。

指定の基準は、次のように定められている。（法第 25 条の 3）

1 水道事業者は、法第 16 条の 2 第 1 項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに、主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

エ 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者がある者

2 水道事業者は、法第 16 条の 2 第 1 項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

※厚生労働省令で定める機械器具については、省令第 20 条において定められている。

1. 9 指定の更新（法第 25 条の 3 の 2）

- 1 第 16 条の 2 第 1 項の指定は、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下、この項及び事項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前 2 条の規定は、第 1 項の指定の更新について準用する。

- 1 令和元年 10 月 1 日の改正水道法により指定工事業者の制度に、5 年ごとの更新手続きが必要となり、更新を行わなければ、有効期限（指定の効力が満了する日）の経過によって失効の取扱いとなる。
- 2 指定の更新を決定した場合、更新後の指定の有効期間は、更新を行う前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算する。

※有効期間の満了日と閉庁日が重複した場合の取扱い

地方自治法第 4 条の 2 の規定により、有効期間の満了日が閉庁日と重複している場合は、その翌開庁日（営業日）に更新の申請を行えば、その指定は失効とはならない。ただし、その場合の次回更新までの有効期間については、従前の有効期間の満了日の翌日から 5 年となる。

1. 10 指定給水装置工事業者の指定の更新に関する経過措置（法附則第 3 条）

この法律の施行の際現に水道法第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けている同条第 2 項に規定する指定工事業者の施行日後の最初の新法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の更新については、同項中「5 年ごと」とあるのは、「水道法の一部を改正する法律の施行の日（以下この項において「改正法施行日」という。）の前日から起算して 5 年（当該指定を受けた日が改正法施行日の前日の 5 年前の日以前である場合にあっては、5 年を超えない範囲内において政令で定める期間）を経過する日まで」とする。

1. 11 指定工事業者の事業運営の基準

1 事業の基準（法第 25 条の 8）

指定工事業者は、省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事業の運営に努めなければならない。

2 事業の運営の基準（省令第36条）

法第25条の8に規定する省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 給水装置工事（省令第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第25条の4第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して法第25条の4第3項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合においては、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者に従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- 3 水道事業者の給水区域において前号掲げる工事を施工するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- 4 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- 5 次に掲げる行為を行わないこと。
 - (1) 政令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - (2) 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- 6 施行した給水装置工事（法第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - (1) 施主の氏名又は名称
 - (2) 施行の場所
 - (3) 施行完了年月日
 - (4) 主任技術者の氏名
 - (5) 竣工図
 - (6) 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - (7) 法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果

※適切に作業を行うことができる技能を有する者とは、配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の配水管から給水管を分岐する工事に係る作業及び当該分岐部から水道メーターまでの配管工事に係る作業について、配水管その他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう、適切な資機材、工法、地下埋設物の防護の方法を選択し、正確な作業を実施することができる者をいう（平成9年8月11日付け衛水第217号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知）。

具体的な例示として次の資格等を有していること等があげられる。

- 1 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）
- 2 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- 3 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- 4 財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る検定を修了した者ただし、配水

管の分岐部から水道メーターまでの配管作業に従事する者の要件は実際に必要な技能を有しているか否かにより判断すべきものであり、特定の有資格者に限定する趣旨ではない（平成20年3月21日付健水発0321001号厚生労働省健康局水道課長「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」）。

3 変更の届出等（法第 25 条の 7）

指定工事業者は、事業所の名称及び所在地その他省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事業の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

- 1 変更の届出は、変更のあった日から 30 日以内（省令第 34 条）
- 2 事業の廃止・休止の届出は、廃止・休止の日から 30 日以内（省令第 35 条）
- 3 事業の再開の届け出は、再開の日から 10 日以内（省令第 35 条）

4 報告又は資料の提出（法第 25 条の 10）

水道事業者は、指定工事業者に対し、当該指定工事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

5 指定の取消し（法第 25 条の 11）

水道事業者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 16 条の 2 第 1 項の指定を取り消すことができる。

- 1 第 25 条の 3 第 1 項各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- 2 第 25 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に違反したとき。
- 3 第 25 条の 7 の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 4 第 25 条の 8 に規定する給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 5 第 25 条の 9 の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- 6 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 7 その施行する給水装置工事業が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- 8 不正の手段により第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けたとき。

1. 1 2 給水装置工事主任技術者制度

1 主任技術者の選任、解任及び職務（法第 25 条の 4）

- 1 指定工事業者は、事業所ごとに、第 3 項各号に掲げる職務をさせるため、省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。
- 2 指定工事業者は、主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 3 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
 - (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
 - (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第 16 条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認（政令第 6 条）
 - (4) その他省令で定める職務

- 1 選任届出は、法第 16 条の 2 の指定を受けた日から 2 週間以内（省令第 21 条第 1 項）
- 2 解任及び新たな選任届出は、当該事由が発生した日から 2 週間以内（同条 第 2 項）
- 3 主任技術者は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。（省令第 23 条）
 - (1) 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - (2) 省令第 36 条第 1 項第 2 号に掲げる工事に係る工法、工期、その他の工事上の条件に関する連絡調整
 - (3) 給水装置工事（軽微な変更を除く。）を完成した旨の連絡

※主任技術者は、水の衛生確保の重要性についての自覚と、給水装置工事の各段階を適正に行うことができるだけの知識と経験を有し、配管技能者などの給水装置工事に従事する従業員等の関係者間のチームワークと相互信頼関係の要となるべき者である。

2 主任技術者の立会い（法第 25 条の 9）

水道事業者は、法第 17 条第 1 項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

主任技術者は、給水装置工事の調査、施行、検査といった一連の工事の過程の全体について技術上の統括、管理を行う者であり、その職務として工事の技術面での管理を求められている。このことから、主任技術者は完成検査時に現場で立ち会い、工事の内容について説明を行わなければならない。

3 給水装置工事に従事する者の責務（法第 25 条の 4 第 4 項）

給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

このことは、主任技術者が、職務上行う従事者に対する指導に実効性を持たせ、その職務を十分に発揮できるようにするために不可欠であることから定められている。

1. 13 管理 (条例第 17 条)

- 1 水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理しなければならない。
- 2 水道利用者等は、給水装置に異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。
- 3 第 1 項の規定による管理義務を怠ったために生じた損害は、水道利用者等の責任とする。

給水装置は、所有者等が自らの費用負担で設置したもので、その管理責任は水道利用者等にあることから、水が汚染し、又は漏水しないよう管理しなければならない。

1. 14 適用範囲

この施行指針は、指定工事業者が施行する給水装置工事について適用する。

この施行指針に基づかない、いわゆる無届け工事、不正工事等については、条例第 36 条～第 40 条に、(給水装置の基準違反に対する措置)、(給水の停止)、(給水装置の切離し)、(過料)、(料金等を免れた者に対する過料)として対応が定められているので、これを適用する。

1. 15 違反行為

指導、指示にもかかわらず工事記録写真を提出しない等、指定工事業者が正当な理由なくこれに応じない、又は虚偽の報告を行ったことが判明した場合は、「指定工事業者の違反行為に係る処分等の基準」により、水道部から必要な措置が通知されることとなる。